

平成17年8月23日(火)

保護司 宮川 憲一

1 保護司活動の内容

- ・保護観察
- ・環境調整
- ・犯罪予防活動
- ・その他

2 保護司としての気構え

更生保護制度は、歴史的に民間の慈善事業として始まった経緯があり、刑務所を出所した者に対する民間の保護事業を国が制度化したものであると理解している。

更生保護は、官民協働態勢の事業と言われるが、保護司としては、単純に保護観察官の足らざるところを補う存在だとは思っていない。保護観察官は専門官として独立して充分機能すべきであり、その指導を受けて、保護司は民間人にしかできない別の味付けをして更生保護を完成させることが任務であると自負している。つまり、専門官としてのハードな官の対応と、民間人としてのソフトな保護司との協働態勢であり、保護司活動は再犯をしないように対象者を見張るのではなくて、人間は良くも悪くも必ず変わる存在であるという認識から共に生きる者としてお互いに関心を持ち合い、全人格をかけて、信頼関係を基礎に、犯罪を犯した者の更生を助けていく慈善の事業の実践だと思っており、そこに保護司は生きがいを感じている。

3 保護観察に対する批判に対して

保護観察は、犯罪を犯した者を、施設から早期に解放して、地域社会の中で処

遇していくものであり，再犯のリスクは当然予想され，そのリスクをいかに少なくするかという努力が仕事である。しかも，このリスクは本来保護司を始めとする更生保護関係者のみが負うものではなく，広く国民全体で負うべきものであり，社会全体の理解を得てこそ更生保護事業は成功するものである。

性犯罪等の重大な再犯を犯すおそれのある者に対する処遇を強化する必要はあると思うが，この施策は観察を中心にソフトな実践をして効果を上げている民間の保護司に期待すべきではなく，保護観察所が警察・司法・矯正と連携して体制を強化し，専門官（保護観察官）が中心に行うのが妥当だと思われる。

4 保護司活動に対する支援について

多くの保護司は，自分の担当するケースにもっと保護観察官がかかわってほしい，対象者に直接会ってほしいと望んでいる。さらに，昼夜・休日を分かたずに働いている保護司に対し，24時間必要な助言・指導を提供できる組織としての保護観察所の対応を望んでいる。

また，保護司の質的向上を図るために研修指導のプロを養成し，保護司研修の一層の充実を図る必要があり，以前から保護観察官の大幅な増員の要望をしている。

協力雇用主の確保，学校との連携等を進めるため，法務省が厚生労働省や文部科学省との連携を強めて，保護司の活躍を支援してほしい。

経済的には，現在のところ，個々の保護司から手当の著しい不満は出ていないが，会運営や犯罪予防活動等に個人的出費が多く，国費での助成を期待する声は多い。

また，平成11年に保護司法が改正され，地方公共団体が保護司や保護司会の活動に協力することができる旨の協力規定が新設されたが，充分の協力を得られていない財政的支援はもちろん，多様化する全活動のセンターとしての事務所の確保の要望，住宅事情の変化から対象者との面接場所に苦慮している保護司の要

望は地方公共団体施設の利用であり，新任保護司の発掘についても地方公共団体が積極的に協力してくれることを期待しているので，今後できるだけ早く協力規定を義務規定に進めてもらいたい。

5 最後に

監視だけでは更生保護は進まない。犯罪を犯した者の改善更生は，刑事司法全体の流れの中で考えなければならないが，特にその中でも更生保護の位置付けは終着駅であり，社会内処遇で完成を目指さなければならないので，責任は重いし，その人道的な実践に自負もある。重ねて再犯のリスクを社会全体で共有し，保護司の活動を社会全体でサポートしてくれる世論を期待する。また，従来恩赦の完成のためや対象者の更生のためにかかわってきた被害者とのかかわりをさらに発展させ，被害者支援の活動を進めて将来的には修復的司法の実現を目指さなければならないと思っている。なお，対象者（加害者）の家族を始め関係者も社会の批判の矢面に立っており，通常の世界生活が困難な状況になっている場合が多く，これらもある意味では被害者であるとの認識から環境調整の段階で支援してきたが，今後はさらに積極的な支援が必要だと思われる。